



全国の児童相談所が行う
子どもに対する人権侵害を阻止する会
Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan



陳情書

大阪市長様

令和 7 年 2 月 21 日

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江邑幸一

大阪市児童相談所に保護を求めたのに速やかに保護しなければならない案件を機能させるための陳情書

次のような原因であり、対策について、亡くなった5歳児の女の子に誠意をもって実施するよう陳情します。

1 事件の概要

○発生日時 令和6年7月22日・(2024年)

○発生場所 奈良県下北山村の池原ダムの貯水湖で2人で一緒に飛び降りた娘を殺害した疑いで死亡した。

○該当者 大阪市浪速区の市営住宅在住の5歳の女兒

○容疑者 大阪市浪速区の市営住宅在住52歳父親

父親は死の直前に大阪市児童相談所に「精神的にしんどいので子供を預かってほしい」などと相談し、「精神的にしんどい、子供を預かってほしい」

令和6年7月21日、児童虐待ホットラインに電話をかけてきたのは、大阪市浪速区の市営住宅で、5歳の長女を育てるシングルファーザーの父親(52)でした。大阪市児童相談所によると、父親は「子育ての困りごとがある」などと話し、自殺や心中を考えている旨の相談をしたということです。その後、職員が父親に電話をかけて、改めて相談にのったものの、途中で「もういい」と一方的に電話を切られたということです。

2 原因

① ○大阪市児童相談所によると、父親から1年半ほど前に娘の発達状況について相談があったものの、その後の関わりはなかったということです。

○2人の死亡を受けて、児童相談所は「(父親が)自殺を口にしている中で慎重に対応していたが、相談を続けられない状況になり、結果的に2人が亡くなったことは重く受け止めている」とコメントしました。

○大阪市児童相談所には、自殺・殺害が一切わからない組織であることを認識すること。

○大阪市児童相談所は、他では調査目的で緊急一時保護を連発しているのに、一時保護しなかったのが大問題。

②一時保護する基準・施設保護する基準がないのが問題。

③親権がない親を調査し、親権の変更を家庭裁判所等へ、検討しなかったのが問題。

3 陳情内容

① ○大阪市児童相談所が自殺すると相談受けたら即一時保護すること。

○大阪市児童相談所には、自殺・殺害が一切わからない組織であるのだから、一度児童相談所が関わった子どもについては、1か月に1回、子どもと面会し、継続的な調査を行い、面会を阻止される場合は、臨検(強制家宅捜索みたい)を家庭裁判所に手続きし、強制的に子どもと面会し調査すること。

②一時保護する基準・施設保護する基準を示すこと。

③常に親権がない親を調査し、どちらの親が子どもにとっての最大の利益になるのか、子どもの意思も第三者機関と確認しながら、親権の変更を家庭裁判所へ手続きすること。

4 その他の問題点

○施設は子どもの児童手当の通帳を要領等ないにも関わらず、職員が自由に出し入れできる状況で親にも出し入れの情報を渡さない運用で適切でない。市町から直接振り込むようにすること。

児相や施設が通帳管理する意味があるのか。必要性があるのか。親に出入金の内訳を回答する義務もない。○一人の児童を施設入所させるだけで1ヶ月の保護単価が40万円は異常に高額であるため、実施単価とすること。

○親権者が個人情報開示請求しても不開示とされる状況である。



全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会
Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan

陳 情 書

令和 7 年 2 月 2 / 日

代表 江邑幸一

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江邑幸一

児童相談所一時保護の子ども 虐待認定前の面会制限に関する陳情書

<要 旨>

児童相談所一時保護の子ども 虐待認定前も面会制限

虐待で児童相談所に一時保護された子どもと保護者との面会について、こども家庭庁は、虐待と認定される前の「疑い」の段階でも、子どもに悪影響がある場合は保護者との面会や通信を制限できるよう、来年の通常国会に改正法案を提出する方針です。

現在の児童虐待防止法では、児童相談所は、「虐待した」と判断された保護者が一時保護された子どもと面会したり、手紙をやり取りしたりすることを制限できますが、「虐待の疑い」の段階は制限の対象になっていません。このため児童相談所は、行政指導として面会を制限することがありますが、トラブルに発展するケースも報告されているということです。

こうしたことから、こども家庭庁は、子どもへの悪影響が大きいと児童相談所長が判断した場合は、虐待と判断される前の疑いの段階でも、保護者の面会などを制限できるよう、法律の改正案を提出することを決めました。

制限するのは、

▽保護者との面会などによって、子どもが萎縮して本心が言えなくなったり

▽保護者に会うことをおびえたりする場合

などが想定され、子どもの意見を聞いたうえで判断するとしています。

こども家庭庁は、早ければ今年の通常国会に改正法案を提出する方針です。

<理 由>

1(1~3) 児童虐待法12条では、「児童との面会・通信を全部、または一部制限することができる」とあり、これは児童虐待の場合を除き、原則では「制限しない」という前提であるが、例外を一般化して、原則を無視している。その為、一時保護の長期化においての全部制限は、実質、完全隔離であり、幸せに暮らしていた児童が突然見知らぬ児相職員に連れて行かれ数カ月間保護所に拘留され、児童への精神的な悪影響がある。

現在の児童相談所の運用は、面会自体が、保護者以外の面会を認めていない。

子どもの意見を封鎖し、子どもを孤立化させ、児童相談所の指示に従う子どもを養育することが狙いである。

1(4) 手紙の検閲・削除は、権利の乱用であり、児童の人権を侵害する行為である。

<陳情内容>

1 一時保護等された児童との面会・電話・手紙等の通信について、児童虐待案件以外は制限しないこと。また、次の事項を実施すること。

- (1) 児童が求め、民間団体等の第三者が求めた場合、原則、面会・電話・手紙等の通信は認めること。
- (2) 面会・電話・手紙等は、虐待を疑われる保護者ではない保護者・兄弟姉妹・親戚・友達について自由に認める。
- (3) 面会は、調査中であってもすぐに面会させ、児童の不安を解消すること。また、週1回は面会させること。
- (4) 手紙の検閲・添削をやめること。



全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を防止する
Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan

陳 情 書

令和7年2月21日

大阪市長様

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江邑幸一

児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書

<要 旨>

今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められています。我が団体も同じ気持ちで活動を行っています。児童虐待阻止の強化が必要です。また、児童自殺(令和2年度中 499 人)や行方不明者(9 歳以下:1,010 人, 10 歳代:13,577 人 計 14,587 人)出所(行方不明者)について児相が取り組まれていることが非常に残念です。(児童虐待殺人は、年間 50 人) 下記の内容について改善すること。

<理 由>

- 1(1)(2) 児相が1年間に相談を受け、生存確認する人数は、18才までの児童の人口の1%未満であり、残りの99%の児童の生存確認は一切されていない。
- 2・3 密室で会議が行われ、児童の意見が公平に全く尊重されないため、当該児童の意見が反映されない状況。
- 4 「虐待」の定義が著しく抽象的であり、職員の主観であるが、「虐待」の定義が児相の恣意に委ねられており行政裁量となっている為、職員の判断のみで「虐待」に仕立て上げられることがある。虐待の判断の基準や責任の所在が曖昧になっている。理由がない緊急保護となっているのが現状である。
- 5 幸せに暮らしていた児童が突然見知らぬ児相職員に連れていかれ数か月間保護所に拘束されるため、児童への精神的な悪影響がある。
- 6(1~3) 児童虐待法12条では、「児童との面会・通信を全部、または一部制限することができる」とあり、これは児童虐待の場合を除き、原則では「制限しない」という前提であるが、例外を一般化して、原則を無視している。その為、一時保護の長期化においての全部制限は、実質、完全隔離であり、幸せに暮らしていた児童が突然見知らぬ児相職員に連れて行かれ数か月間保護所に拘留され、児童への精神的な悪影響がある。
- 6(4) 手紙の検閲・削除は、権利の乱用であり、児童の人権を侵害する行為である。
- 7 サポートも調査もしないで、どうして緊急保護したのか説明がない。
- 8 市町が児相を管轄する部署の下請け作業員となり、児相の業務を市町が請け負うことになり、福岡県の事件のように町が40数回面談しても、体重が半分でも異常無しと判断し、殺人を招いてしまう。
- 9 2021/03/23の記事 養子あっせん300人の半数超、養親が外国籍「原則国内」反故で多数の子供が海外へ 特別養子縁組をあっせんする民間団体「ベビーライフ」(東京)、団体が2012~18年度にあっせんした約300人のうち、半数超の養親が外国籍だったことがわかった。このうち、174人の養親の国籍が外国だった。

<陳情内容>

- 1 児童虐待の把握のため、次の取組をすること。
公立・私立学校で行われる自殺願望・いじめ関係のアンケートに、児童虐待の有無に関する項目を追加すること。
- 2 児相における一時保護及び施設保護の基準を定めること。
- 3 児相が施設入所等の措置を要すると認めるときは、児童に弁護士を代弁者とするを許可すること。また、民間団体等の第三者と当該児童の意見を最大限尊重すること。
- 4 児相が児童虐待があると思料するときは、刑事訴訟法第239条に基づき漏れなく告発すること。
- 5 親子の再統合に配慮し適切に行うため、児童虐待への対応は、原則、①出頭要求等、②立入調査等、③再出頭要求等、④臨検・捜索等の順番で実施し、緊急保護は最後の手段とすること。
- 6 一時保護等された児童との面会・電話・手紙等の通信について、児童虐待案件以外は制限しないこと。また、次の事項を実施すること。
 - (1) 児童が求め、民間団体等の第三者が求めた場合、原則、面会・電話・手紙等の通信は認めること。
 - (2) 面会・電話・手紙等は、虐待を疑われる保護者ではない保護者・兄弟姉妹・親戚・友達について自由に認める。
 - (3) 面会は、調査中であつてもすぐに面会させ、児童の不安を解消すること。また、週1回は面会させること。
 - (4) 手紙の検閲・添削をやめること。
- 7 児相は、保護前から保護後まで、保護者及び児童のサポートを行うこと。
- 8 要対協議会は、それぞれの機関が児童の意見を直接聴取し、親と子の面談もそれぞれの機関で実施すること。
- 9 養子縁組は国内のみとし、成人までの生存の追跡調査を至急実施すること。



全国の児童相談所が行う
子どもに対する人権侵害を阻止する会
Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan

陳 情 書

令和7年2月 21 日

板垣 長 利

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江島幸一

学校教育における児童福祉の改善の陳情書

各学校に学校教育の改善を下記のとおり対応を求めます。

学校と児相の関わり方の現状をまとめました。少しでも早く実施されることが児童福祉法にある子どもの最善の福祉になると信じています。また、子どものために徳になるものと信じて活動しています。

在学中は、児童のための最善を尽くす義務が学校にはあります。

改善について陳情する。

- 1 児童虐待の把握のため、次の取り組みをすること。
公立・私立学校で行われている自殺願望・いじめ関係のアンケートに、児童虐待の有無に関する項目を追加すること。
- 2 児童の行方不明者が令和2年全国年間14,587人あります。早急に対応策を検討していただきたい。
児童相談所（以下児相という）に保護された児童について
- 3 児相にスクールカウンセラーからの通報が目立つ、児相に通報する前に、親と協議をし、サポートをすること。
家族環境の改善が見込めない場合、児相に通報してほしい。
- 4 教育を受けられない児童が見受けられる。在学中は、教育を確実に実施すること。
- 5 児相に保護されても、児童の意見を直接先生や学校関係者が定期的に児童に面会し確認してほしい。
（広島での一時保護所での自殺もあります。）
- 6 児相に保護されたとしても、保護者と家族環境改善について協議し、在学中は児童と親の精神的サポートしてほしい。
 - (1) 親に対して児相が対応するので学校に来ないでと言わないでほしい。
 - (2) 児童虐待で保護される児童が、事実の証拠がなく保護されることは、児童の生活環境を急変させ、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く精神的ダメージを与え取り返しのつかない可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。（面会や手紙・電話等通信の機会を奪わないでほしい。）
 - ①児童に親権のある親と会わせない、親権のある祖父母・兄弟姉妹と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。
 - ②児童に親権のない親と会わせない、親権のない祖父母・兄弟姉妹と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。
 - ③児童の友達や関係者と会わせないことは精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。
 - ④スマートフォンや携帯電話を没収しないで、毎日1時間でも自由に使えるように児相と協議してほしい。
子どもは犯罪者でないから。
- 7 児相では虐待の疑いで保護され、虐待の事実を特定することはしないため、学校が病院に確認し特定できなければ児相に事実確認を特定し情報提供するよう協議してほしい。



全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

Associations to Prevent human rights violations against Children

conducted by child guidance centers of Japan

陳 情 書

令和7年 2月 1日

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江邑幸一

別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備等に係る陳情

<要 旨>

民法改正が今年成立し、2年後に施行される予定であるが、「子どもの最善の利益」を実現し共同親権にするための、国の関係機関に原則共同親権の意見書を提出することを陳情します。

<理 由>

我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人(厚生労働省人口動態統計)であり、そのうちの約7割にあたる15万人が片方の親に会えていません。その理由の一つに、先進国において我が国のみが採用している単独親権制度であるが故に、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居やDV支援措置法を悪用した虚偽DVなどによる「親子引き離し」が後を絶ちません。

不当に子どもを連れ去られた一方の親は、不当に子どもを連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しさの余り自殺する親も相次いでいるのが現状です。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始めこれを継続している事態を法的に追認していることから生じています。上記のことが民法改正後も全く変わりません。

・2019年2月、国連子どもの権利委員会は「共同親権を認める為に、離婚後の親子関係に関する法律を改正すること」等の勧告を日本政府に行いました。

・2020年7月8日に欧州連合(EU)議会本会議において、子の連れ去りが日本国内において追認されていることを非難し、それを禁止する法改正を要請する決議が可決されました。

・2024年民法改正されましたが、民法改正は、なんちゃって民法改正、なんちゃって民法改正は、なんちゃって共同親権となりました。残念な民法改正、民法改正は不十分でない、改悪な内容になりました。

・市町村は、離婚前勉強会など開催しているが、すでに家裁や弁護士等制度化されており、子どもの求めていることは、いかに家族が仲良くし、家族で日常生活をおくることである。

<陳情内容>

別居・離婚後の共同親権及び共同養育に係る法整備等に関し、次の事項を盛り込んだ実質的な共同親権に法改正することを陳情します。

- 1 別居・離婚後の原則共同養育・原則共同親権制度を導入し、両親の子育て責任を明確化すること。
- 2 一方の親が同意なく子供を連れ去った場合には、子供を速やかに元の場所に戻し、子供の養育について話し合うこと。また子供を速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子供を連れ去られた親に暫定監護権を与えること。
- 3 主たる養育親の決定は、フレンドリーペアレントルールによるものとする。
- 4 養育費の取り決めに合わせ、子供と離れて暮らす親に年間100日以上当面会・養育を義務化すること。
- 5 配偶者暴力防止法の運用改善に向けて、次の事項を実施すること。
 - (1) 警察の捜査を義務付け証拠主義とし、親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「ねつ造DV」は作為的な行為であると認定し、罰則を強化すること。
 - (2) 配偶者暴力防止法に関する相談が警察にある場合は、子供を児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し、事実が確認できれば、警察での相談を受理するとともに、区市町村が配偶者暴力防止法に基づく届出を受理し、子供を相談者へ引き渡すこと。
- 6 特別養子縁組について、次の事項を実施すること。
 - (1) 外国人との特別養子縁組を禁止すること。
 - (2) 特別養子縁組後、18歳まで生存確認や特別養子縁組の継続の意思を適宜確認すること。
 - (3) 特別養子縁組した子供の実父・実母の氏名を戸籍から削除しないこと。
- 7 市町村が行っている離婚前勉強会を廃止し、夫婦や子ども等の家事問題解決学習会を開催すること。



全国の児童相談所が行う
子どもに対する人権侵害を阻止する会
*Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan*

陳 情 書

令和 11 年 2 月 2 / 日

大阪府民

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江島幸一

フジテレビの性接待についての男女共同参画担当部署の改善について

児童相談所に保護された親は、シングルマザー等含め、女性の方が多く存在します。当団体は支援を行っています。その関係で、男女共同参画担当部署が静かにされていることに憤りがあります。

今回のフジテレビの性接待問題は、女性に対する男尊女卑であるため、取組みを行う。

男女共同参画担当部署の改善を下記のとおり対応を求めます。

改善について陳情する。

- 1 男女共同参画担当部署として、フジテレビ及びフジテレビの傘下にある企業に対して、性接待等女性であることを使って仕事をさせられることに対して、被害現状の報告や対策について報告を求めること。
- 2 男女共同参画担当部署として、フジテレビ以外の他局についても、性接待等女性であることを使って仕事をさせられること等に対して、現状の報告や対策について報告を求めること。
- 3 男女共同参画担当部署として、フジテレビ以外の芸能人、テレビ・ラジオ・メディア全般についても、性接待等女性であることを使って仕事をさせられること等に対して、現状の報告や対策について報告を求めること。
- 4 男女共同参画担当部署として、フジテレビの性接待問題について、全く関係ない感じで静かにしているのは、なぜでしょうか。こういう時に本領発揮するための部署ではないでしょうか。
男女共同参画担当部署としての意見を明確にしてください。
- 5 男女共同参画担当部署として、女性であることを使って仕事をさせられることに対して、男女共同参画の立場で、どのように対応すべきなのか広報すること。